

学生の皆さん

5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に関する取り扱いについては下記に通りとします。

陽性と診断された場合、「発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで」出校停止となります。ただし、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

症状の回復後、教学課にて病院を受診したことがわかるもの(領収書や薬剤情報提供書など)を持参し、欠席届の手続きを行って下さい。手続きに不備のない場合は、該当期間の授業を「欠席の特別扱い」とします。、なお、濃厚接触者については、取り扱いを廃止します。

不明点があれば、教学課まで問い合わせてください。